大　府　市

広告付きｲﾝﾌｫﾒｰｼｮﾝﾊﾟﾈﾙ

設置業者選定

募集要項



令和８年 11 月

大府市役所　行政管理課

■　はじめに

1　大府市役所庁舎１階市民健康ロビー内に、来庁者向けの庁舎フロア案内及び庁舎内の行事・催事案内を、有料広告の掲載により運用する広告付きインフォメーションパネルを設置するため、行政財産の一部を貸し付け、当該パネルの設置、運営、維持管理及び広告掲出事業を実施する事業者を、公募型プロポーザル方式により選定します。

2　プロポーザルへの参加を希望する者は、本要項の内容を十分に理解し、必ず現地を確認した上で、参加の申込みをしてください。

■　広告付きインフォメーションパネルの設置までの日程

項　　目	内　　容
募集要領の配布期間	令和８年 11 月 10 日（火）～令和８年 12 月８日（火）
質問受付期間	令和８年 11 月 16 日（月）～11 月 25 日（水）午後５時必着
質問回答	令和８年 12 月２日（水）以降、市公式ウェブサイトに掲載
参加申込・事業計画 提出期間	令和８年 11 月 25 日（水）～　令和８年 12 月８日（火） ※土日祝日を除く。 受付時間　午前９時 00 分～午後５時 00 分 受付場所　大府市役所　２階　行政管理課
書類審査	令和９年１月中旬
選定結果の通知	令和９年１月下旬
協定締結	令和９年２月上旬
広告付きインフォメーションパネルの設置	令和９年７月１日（木）までに設置

1　目的

本事業は、大府市の財源を確保するとともに、庁舎を訪れる市民その他の来庁者に対し、庁舎内の各部署・施設の位置を分かりやすく案内し、あわせて庁舎内で開催される行事・催事等の情報を発信することを目的とします。

本要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の４第２項第４号の規定に基づき、庁舎１階市民健康ロビーに有料広告を掲載する広告付きインフォメーションパネルを設置し、その運営及び維持管理を行う業者を、公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものである。

2　設置場所　大府市役所庁舎（愛知県大府市中央町五丁目７０番地）
１階　市民健康ロビー（別紙図面参照）

3　設置期間　令和９年７月１日～令和14年６月30日

4　広告付きインフォメーションパネル規格等

⑴　規格の範囲は、次に掲げる範囲に収まるように設置することする。

①　高さ2,100㎜以内のもの

②　横幅3,500㎜以内のもの

③　奥行700㎜以内のもの

⑵　広告付きインフォメーションパネルは、次に掲げるものを備えて広告の掲載により機器の設置、運用、維持管理等を行うことと。

①　庁舎フロア案内

②　庁舎内の行事・催事案内

③　広告枠

5　広告付きインフォメーションパネルの設置条件

⑴　設置する筐体について

①　鋭利な突起物等がないものとすること。

②　自立式で倒れる危険がない等安全に配慮すること。

③　電源コード等の配線関係は、来庁者が転倒しないように配慮すること。

⑵　庁舎フロア案内

①　来庁者にわかりやすい庁舎フロア案内を提案すること。英語表記は必須とすること。

②　大府市らしさを感じられるデザイン、色合い等を提案すること。おぶちゃん、プロモーションマーク等を使用すること。

なお、最終的なデザインは、市と協議の上、決定すること。

③　組織改正、課名・窓口等の変更が行われた際に、速やかに表示内容を修正できる仕様とすること。なお、修正・更新に係る費用は設置業者が負担すること。

また、組織改正は毎年４月に行われることが多いことを踏まえ、更新方法及び体制について提案すること。

⑶　庁舎内の行事・催事案内

①　庁舎内で開催される行事・催事について、「本日の行事・催事予定」等を来庁者が容易に確認できるよう、開催日、開始・終了時刻、行事名、会場名称、階数等を表示できるものとすること。

②　ディスプレイのサイズは 50 インチ以上とすること。

③　文字の大きさ、色彩、レイアウト、デザイン等について、来庁者の視認性や分かりやすさを考慮した提案を行い、市と協議のうえ決定すること。

④　行事・催事予定の情報について、USB 接続機器又は通信機器等を利用して更新できるものとし、行政管理課の執務室内において、独立した PC 又はタブレット等から、職員が容易かつ効率的に入力・修正・管理できる仕組みを提案すること。

なお、急な変更や中止等にも速やかに対応できる仕組みとすること。

⑤　ディスプレイの電源について、使用時間に応じたタイマー機能を設け、適切な稼働時間を設定できるものとすること。

また、日常の運用や管理における職員の負担軽減、省電力及び機器の長期的な使用に配慮した運用方法について提案すること。

⑷　広告枠

①　広告付きインフォメーションパネルに広告掲載枠を設けるものとし、広告の表示形式、掲載方法、広告枠の配置・大きさ等について、来庁者の視認性や施設全体の景観に配慮したものを提案すること。なお、広告の表示が庁舎フロア案内及び庁舎内の行事・催事の案内を妨げることのないよう配慮すること。

②　広告主の募集、広告内容の確認、掲載及び更新等について、設置業者の責任において適切に行うこと。広告主を募集する際は、設置業者が広告の募集者であることを明確にし、市が広告募集を行っているとの誤解を招かないよう配慮すること。

③　広告主の応募がない場合や、広告の掲載ができない場合においても、設置業者の責任において広告付きインフォメーションパネルの設置、維持管理を行うこと。

④　広告の掲載内容は、事前に市の承認を受けたものに限り掲載できるものとする。

⑤　設置業者は、広告枠に電源を必要とする場合は、タイマー機能等を活用するなど、省電力及び安全性に配慮した運用方法を提案すること。

⑸　その他

①　庁舎フロア案内、庁舎内の行事・催事案内及び広告枠について、来庁者の視認性や利便性、庁舎内の景観等を考慮し、全体のバランスに配慮した配置・デザインを提案すること。

②　広告付きインフォメーションパネルの製作、設置、維持管理、メンテナンス、撤去及び原状回復等に要する費用は、設置業者が全て負担すること。

③　破損、故障、事故等が発生した場合は、設置業者の責任において速やかに対応すること。

④　設置業者は、貸付料及び広告掲載料を市へ納付すること。

⑤　広告付きインフォメーションパネルの使用に係る電気料金についても、設置業者が負担すること。

⑥　その他、広告付きインフォメーションパネルの設置及び広告の掲載にあたっては、

「大府市有料広告掲載要綱」、「大府市有料広告掲載基準」その他本要項及び関係法令等を遵守すること。

6　貸付料、及び広告掲載料並びに電気料金の支払

⑴　貸付料、広告掲載料及び電気料金は、大府市が発行する納入通知書により、市が指定する金融機関に、毎年４月末日までに当年度分を一括して前払いするものとする。ただし、初年度については、７月末日までに当年度分を一括して前払いするものとする。

⑵　貸付料は、1㎡当たり 30,684 円／年に貸付面積を乗じた額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を年額とする。

⑶　広告掲載料は、提案された月額見積額に 12 月を乗じた額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を年額とする。

⑷　広告付きインフォメーションパネルに掲載する広告の応募がなく、広告枠に空欄が生じた場合においても、納付済みの貸付料及び広告掲載料は返還しないものとする。

⑸　電気料金は、基本料金及び使用料とし、設置業者から報告された電気使用量に基づき算出するものとする。

7　広告に関する対応・損害賠償

⑴　広告付きインフォメーションパネルの内容に関する苦情その他の問題が発生した場合は、設置業者がその一切の責任を負い、誠意をもって速やかに解決に努めるものとする。

⑵　広告付きインフォメーションパネルの設置にあたり、大府市又は第三者に損害を与えたときは、全て設置業者の責任でその損害を賠償しなければならないものとする。

⑶　設置業者がその責めに帰する理由により、貸付場所等を滅失し、または損傷したときは、当該滅失または損傷による損害額を大府市に支払わなければならない。ただし、設置業者が自己の費用で使用物件を原状に回復した場合はこの限りではない。

8　募集形式・応募資格

本募集は、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という）で行う。プロポーザルに応募できるのは、次の要件をすべて充たす法人とする。

⑴　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４に規定する欠格条項に該当しないこと。

⑵　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされているものまたは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされているもの（会社更生法にあっては更生手続の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けているものを除く）でないこと。

⑶　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員が経営または運営に関与していないこと。

⑷　直近１年間の国税、都道府県税及び市区町村税を滞納していないこと。

⑸　広告取扱業務を営んでいる法人であること。

⑹　この募集要項に記す要件に確実に対応できる能力があること。

9　プロポーザルの応募手順

⑴　公募開始（募集要項の配布）

①　配布期間　令和８年 11 月 10 日（火）～12 月８日（火）

②　配布方法

次のいずれかの方法で募集要項等を入手すること。

ア　大府市公式ウェブサイトからダウンロードする。

イ　大府市役所２階行政管理課で受領する。

なお、窓口での配布は、土曜日、日曜日及び祝日を除く開庁日の午前９時から午後５時までとする

⑵　参加申込

①　参加申込書の提出期間

令和８年 11 月 25 日（水）～12 月８日（火）午後５時必着

②　提出方法

次の場所へ持参または郵送

ア　大府市役所　２階　行政管理課

イ　受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前９時から午後５時までとする。

ウ　郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、受付期限までに必着とする。

【郵送先】

〒474-8701　大府市中央町五丁目 70 番地

大府市役所　行政管理課

③　提出書類

提出書類　ア～カは、各１部、キは、７部を提出すること。

ア　広告付きインフォメーションパネル設置業者参加申込書【様式１】

イ　企業概要【様式２】

※　企業の概要や地方公共団体等設置実績がわかるパンフレット等があれば　あわせて提出すること。

ウ　前年度決算書又は有価証券報告書（貸借対照表、損益計算書等）

エ　法人登記に係る現在事項全部証明書

オ　本店が存する市区町村が発行した納税証明書

カ　広告掲載料見積提案書【様式３】

※　広告掲載料の見積金額は、１ヵ月分の広告掲載料とする。

※　広告掲載料の見積金額には消費税を含まないものとする。

※　提案される広告掲載料は、参考価格以上とする。

参考価格は、月額 17,000 円（税抜）とする。

キ　事業計画書事業計画書の様式及び提出部数等

※　様式：Ａ４縦型、横書き、左綴じ

※　提案事項、表紙、資料、図表を含め 10 枚以内

（両面印刷の場合は 20 ページ以内）

※　事業計画書記載事項（項目ごとに記載すること）

Ａ　全体のコンセプト
※　事業の基本的な考え方、コンセプト
※　全体のレイアウト・デザインの考え方
※　庁舎フロア案内・行事催事案内・広告枠のバランス
※　大府市らしさの表現
Ｂ　庁舎フロア案内の提案
※　表示形式・表示方法
※　来庁者にとってわかりやすさ
※　組織改正・課名変更等への対応
Ｃ　庁舎内行事・催事案内の提案
※　行事・催事案内のシステムの内容
※　行事・催事情報の分かりやすい表示方法
※　入力、修正等の容易性及び職員の負担軽減
Ｄ　広告枠の提案
※　広告の掲載形式
※　広告掲載予定者数の見込み
※　大府市の広告事業としての広告募集方法
※　広告掲載までのスケジュール及び更新方法
Ｅ　管理体制
※　維持管理体制・保守の内容
※　故障・破損・事故等の発生した場合の対応
※　苦情問合せ等への対応

④　その他

ア　提出書類の差し替え等は、提出期限内に限り行うことができる。

イ　提出書類のほか必要に応じて関係図書等の提出を求めることができる。

ウ　証明書等については、発行日から３ヵ月以内のものを有効とする。

⑶　質問書の提出

本案件に関する質問は、すべて質問書【様式４】によることとする。質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

①　提出期間

令和８年 11 月 16 日（月）～11 月 25 日（水）午後５時必着

②　提出方法

原則として、電子メールによる。E-mail：gyosei@city.obu.lg.jp

③　提出様式

ア　電子メールの件名は下記のとおりとする。

件名：広告付きインフォメーションパネル設置に関する質問

イ　質問内容は「質問書」に記載し、電子メールに添付すること。

④　回答方法

令和８年 12 月２日(水)中に、大府市公式ウェブサイトの大府市広告付きインフォメーションパネル設置業者募集要項の掲載ページに、質問の回答書を掲載します。

10　設置業者の選定方法

⑴　選定方法

広告付きインフォメーションパネル設置業者の選定は、書類審査により広告付きインフォメーションパネル設置業者選定委員会において行う

評価は、提出された「広告付きインフォメーションパネル設置業者参加申込書」「広告掲載料見積提案書」「事業計画書」等の参加申込に係る書類に基づき、本要項に沿った企画提案がなされているか、設置業務実施の確実性、実効性及び有効性の観点を踏まえ、総合評価方式により選定を行うものとする。

広告付きインフォメーションパネル設置業者選定委員会は、応募業者のうち、内容点及び価格点の合計点数が３００点以上の最も高い者を広告付きインフォメーションパネル設置業者の優先交渉権者として選定する。ただし、内容点が３５０点満点の６０％に満たない者は、総合評価点にかかわらず選定対象外とする。また、総合評価点が同点となった場合は、内容点が高い者をもって選定する。

⑵　評価項目及び評価の視点

①　内容点

評価項目	配点	評　価　の　視　点
適格性	９点	経営状況　３点 他市町等での実績　３点 社会貢献活動等の実績　３点
Ａ　全体のコンセプト	１２点	基本的な考え方、コンセプト　３点 レイアウト・デザインの妥当性、庁舎内の景観との調和　３点 フロア案内、行事・催事案内、広告のバランス　３点 大府市らしさが感じられるか　３点
Ｂ　庁舎フロア案　内	１５点	表示形式、表示方法　５点 来庁者にわかりやすい、視認性の高い案内　５点 組織改正・課名変更等に伴う更新の容易性　５点
Ｃ　庁舎内行事・催事案内	１５点	行事・催事案内のシステムの内容　５点 来庁者にわかりやすい、視認性の高い案内　５点 入力、修正等の容易性及び職員の負担軽減　５点
Ｄ　広告枠	１０点	広告の掲載形式　３点 広告掲載予定者数の見込み　２点 大府市の広告事業としての広告募集方法　３点 広告掲載までのスケジュール及び更新方法　２点
Ｅ　管理体制	９点	維持管理体制・保守の内容　３点 故障・破損・事故等の発生した場合の対応　３点 苦情問合せ等への対応　３点
合計点	７０点	７０点×５人＝３５０点

② 価格点

評価項目	配点	評 価 の 視 点
広告掲載料	１５０点	価格点は、次の算式により算出する。 価格点 ＝ 当該提案者の広告掲載料 ÷ 全提案者中の最高広告掲載料 × 150 点 なお、提案される広告掲載料は、参考価格以上とする。 参考価格は、月額 17,000 円（税抜）とする。

⑶ 選定結果の通知

全ての応募業者へ令和９年１月下旬までに書面にて選定結果を通知します。選定された法人は、市と優先的に契約締結に向けて交渉できるものとします。なお、選定された法人が辞退した場合は、次点の法人と交渉できるものとします。また、選定結果についての異議申し立ては認めません。

⑷ 留意事項

次のいずれかに該当するときは、広告付きインフォメーションパネル設置業者候補としての決定を取り消すものとする。

① 業者選定後、業者の資金状況の変化等により、貸付条件等を満たせないと判断した場合
② 提出書類等に虚偽の記載があった場合
③ 審査の公正を害する行為を行ったと認められる場合
④ 前号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為があると広告付きインフォメーションパネル設置業者選定委員会で認めた場合
⑤ その他本募集要項に違反すると認められた場合

11 契約と広告付きインフォメーションパネルの設置

⑴ 契約は、大府市と設置に関する協定書及び財産に関する貸付契約書を締結するものとする。

⑵ 広告付きインフォメーションパネルの設置は、令和９年７月１日（木）までに速やかに設置ができるよう日程を調整すること。なお、広告付きインフォメーションパネルの設置及び稼働のために要する工事及び作業はすべて同時に実施すること。

12 広告付きインフォメーションパネルの撤去

⑴ 市は、次に掲げるものに該当する場合は、設置業者に広告付きインフォメーションパネルを撤去させることができるものとする。

① 大府市有料広告掲載要綱第 11 条第１項に該当した場合

⑵ 前項の規定にかかわらず設置場所が市において公用若しくは公共の用に供する必要が生じたときは、市は事前に通告し、第４条の設置期間内であっても広告付きインフォメーションパネルを撤去することができる。

13　広告付きインフォメーションパネルの撤去に伴う広告主への賠償責任

12 の⑴の規定に基づき、広告付きインフォメーションパネルの撤去を求める場合は、大府市は広告主に対し、その賠償の責めを負わない。

14　その他

⑴　参加申込書等の作成、提出に要する一切の費用は応募業者の負担とする。

⑵　提出された参加申込書等は返却しないものとする。

⑶　提出された参加申込書等の情報公開の請求があった場合は、応募業者と協議のうえ公開の可否を決定する。ただし、選定されなかった企画提案書等の公開は対象としないものとする。

⑷　応募が一事業者しかなかった場合も広告付きインフォメーションパネル設置業者選定委員会は開催し、審査を行うものとする。ただし、一定の適格性を充たす応募業者がいないときには、広告付きインフォメーションパネル設置業者候補を選定しない場合がある。

15　問合せ先

大府市　総務部　行政管理課　管財係
所在地　愛知県大府市中央町五丁目 70 番地
電　話　0562（85）3162（直通）
ＦＡＸ　0562（47）7320
E-mail　gyosei@city.obu.lg.jp

大府市役所庁舎　1階　平面図

風除室
EPS
執務室
EV
EV
総合案内カウンター
広告付きインフォメー
正面入口
風除室
南入口
PS
リフレッシュ
EPS
AT
指定金融機
執務室
EPS
EV
1F